

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第14期第19回島根海区漁業調整委員会が、平成28年6月14日(火)に松江エクセルホテル東急で開催され、以下の議題について諮問、報告等が行われました。

(1) 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

○「海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」は、水産資源の持続的利用を目的として、重要な魚種について毎年の漁獲量の上限を定めて管理する仕組みで、TAC（総漁獲可能量）制度と呼ばれており、島根県ではマイワシ、マアジ、サバ類、ズワイガニ、スルメイカの5魚種が対象で、これらの魚種を漁獲対象とする知事管理漁業について、年間の漁獲量の上限や管理方法について県計画を定めています。

○今回は、平成28年7月から平成29年6月を管理期間とするサバ類及びズワイガニについて、国の資源評価会議や水産政策審議会において審議され、日本全体のサバ類のTACは、昨年の905千トンから822千トンに減少、西部日本海のズワイガニのTACは、昨年の3,500トンから3,800トンに増加することとなりました。

○これを受けて、島根県の知事管理漁業の割当漁獲量について、サバ類が、昨年の29千トンから26千トンに、ズワイガニが昨年と同様「若干量」とする県計画について知事から諮問があり、原案どおり答申することとされました。

(2) 太平洋クロマグロの資源管理・試行的TACについて(報告)

○国際的に資源の減少が懸念されている太平洋クロマグロについて、国は小型魚(30kg未満)の資源管理を目的として、大中型まき網漁業、沿岸漁業(ひき縄釣、一本釣、定置網等)といった漁業種類に分けて、全国6つのブロックごとに漁獲上限を設定するなどの資源管理の取組みを平成27年1月から平成28年6月までの期間(第1管理期間)で実施。

- 平成28年7月から平成29年6月までの期間（第2管理期間）は、全国6ブロックごとの管理を基本としつつ、定置網漁業については、全国規模での共同管理の枠組みを構築する方針が国から示されました。
- 定置網漁業の全国的な共同管理への参加は各都道府県の判断に委ねられており、島根県としては、漁業者の意見も参考に検討した結果、第2管理期間においては、共同管理に参加しないこととする旨の報告がありました。
- 委員からは、定置網の漁業者に対する十分な説明と意見聴取をしながら、第3管理期間に向けた対応について国ともしっかりと協議して欲しいといった意見が出されました。

(3) 全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項について(報告)

- 平成28年5月20日に全国海区漁業調整委員会連合会の通常総会が開催され、国に対する要望事項の原案が示されました。島根県連合海区漁業調整委員会として提案した「日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の強化」も盛り込まれており、今後国に対して要望活動が実施されるとの報告がありました。

(4) 平成27年の島根県の漁業生産の状況について(報告)

- 水産技術センターから、平成27年の島根県（属人）の漁業生産の状況について以下の通り報告がありました。
 - ・総漁獲量は12万1千トン（平年比93%、前年より4千トンの増加）
 - ・総生産額は192億円（平年比101%、前年より2億9千万円の減少）
 - ・最近の漁模様について、マフグやアカムツ、ヤリイカなどが好調

(5) 海区漁業調整委員会委員の改選について(報告)

- 事務局より、現行委員の任期が平成28年8月7日までであり、それまでに公選委員の選挙（8月3日）が行われることや、知事選任委員の準備が進められていることについて報告がありました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950